

2024年2月13日

逗子市

## 障がい者相談支援事業等にかかる消費税の取扱いについて

本市において、障がい者相談支援事業等については、これまで消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の非課税対象事業として社会福祉法人に事業を委託してきましたが、課税対象事業であったことが判明しました。

### 1 概要

令和5年10月4日付けの国（こども家庭庁支援局障害児支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び同部精神・障害保健課連名）事務連絡により、障がい者相談支援事業等については、消費税の課税対象事業であること、また、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合は、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があることが示されました。

### 2 理由

障がい者相談支援事業等については、社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当し、消費税が非課税になるものと誤認したため。

### 3 対象事業者数

2法人

### 4 今後の対応

受託法人に対し、過年度（平成30年度から令和4年度）の委託料にかかる消費税及び延滞税相当額13,386千円（概算）を支払うための補正予算案を令和6年第1回定例会に提出しました。

本件に関するお問い合わせ先：

福祉部障がい福祉課 黒川・栗原

電話：046-873-1111 内線220